

朝霞市分別収集計画

令和4年6月

朝 霞 市

朝霞市分別収集計画

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8
資料1	容器包装廃棄物の排出量の見込み算定根拠	9

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りなくごみゼロを目指した資源循環型社会を形成していくことが求められている。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要な課題となっている。

朝霞市(以下「本市」という。)においては、現在、市内に一般廃棄物最終処分場を所有しておらず、焼却灰・残渣及び不燃物の処理を埼玉県環境整備センター及び民間業者に委託している。

また、焼却灰や埋立て処分される廃プラスチックの一部をリサイクルしているところであるが、今後も市内に最終処分場の用地を確保することが困難なことから、より一層のごみの排出抑制や資源化による減量化を図り、最終処分量の減量化・減容化を推進していくことが重要である。

ごみを減量化するためには、まず、ごみの排出を抑制すること(排出抑制)、資源となりうるごみを再生利用・再利用すること(資源化)が必要である。

本計画は、本市が、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的な方針を策定するものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、資源循環型社会の形成を図るものとする。

2 基本的方向

本計画における基本的な計画方針を次のように示す。

① 市民・事業者・行政の役割の履行

市民・事業者・行政が一体となって、ごみによる環境への負荷を低減しなければならない状況下で、3者がそれぞれの役割と責務を履行する。

② 資源循環型社会の構築

「ごみをつくらない」、「ごみとしない」、「ごみとさせない」のごみの減量化を目的とし、ごみ即ち資源の再生利用・再利用に寄与し、資源循環型社会の構築に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、現在、分別収集の対象としている「スチール缶」、「アルミ缶」、「ガラスびん(無色・茶色・その他の色)」、「飲料用紙製容器(紙パック)」、「ダンボール」、「ペットボトル」、「その他のプラスチック製容器包装」を分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物		5,042	4,995	4,962	4,925	4,909
かん類	スチール缶	207	205	204	202	202
	アルミ缶	104	103	102	101	101
びん類	無色	207	205	204	202	202
	茶色	242	240	238	236	235
	その他	173	171	170	169	168
紙類	飲料用紙容器	173	171	170	169	168
	段ボール	552	547	544	540	538
	その他の紙製容器包装	1,174	1,163	1,155	1,147	1,143
プラスチック類	ペットボトル	621	616	612	607	605
	白色トレイ	35	34	34	34	34
	その他プラスチック製容器包装	1,554	1,540	1,529	1,518	1,513

※算定根拠は資料1参照

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するためには、市民及び事業者の理解と協力が不可欠であることから、啓発事業を中心に積極的に施策を展開すると共に市民・事業者・団体が自主的に行うごみ減量活動の支援体制を構築する。

ア 発生抑制の施策

i 市民への意識啓発

市民一人ひとりが、排出したごみの処理状況を理解し、ごみの分別・減量化に関心をもつよう市民の意識啓発を図る。

- ① 「広報あさか」「朝霞市ホームページ」にごみの分別及び減量について掲載する。
- ② ごみの分別及び減量のパンフレット・ポスターを公共施設に設置する。

ii 3R推進啓発事業の強化

- ① 3R推進団体と協働で夏休み子ども向け啓発事業を行い、ごみの分別・減量の大切さやリサイクルの仕組みについて学び関心を高める。
- ② 3R推進月間においては、ごみへの関心を高める学習の機会を設ける。また、収集車両への3R推知用マグネットシート掲出や市庁舎に懸垂幕、駅前電光掲示板への掲出をする。
- ③ 街頭でのごみ分別・減量の啓発活動を実施する。

iii 事業者への意識啓発

- ① ごみの減量に関する事業所用パンフレットを配布し意識啓発を図る。
- ② 本市では、多量に排出する事業所に対して「一般廃棄物減量化計画書」の作成及び「廃棄物管理者」の選任を求めている。積極的に立ち入り調査を行い、廃棄物の排出抑制を指導する。
- ③ 「朝霞市ホームページ」に事業ごみに関するページを掲載する。
- ④ クリーンセンターに搬入された事業ごみの搬入物検査を実施する。

iv 環境・ごみ教育の充実

市内公立小学校の4年生が毎年クリーンセンターへ施設見学に来所しており、その折施設の概要とともにごみの減量について説明している。また、平成11年度より「あさか情報おとどけ講座」事業を実施しているところであるが、依頼に応じ市民団体等に対しクリーンセンターの概要やごみの減量化、組成、処理方法、埋め立て状況等について講話を行っている。引き続きごみ問題への関心、理解を高めるようごみ教育の充実を図る。

v リサイクルプラザによるごみ減量化情報の提供

リサイクルプラザではごみ減量の講習会実施や情報紙の配布、閲覧の場を提供することで多くの市民にごみの減量化の情報を提供する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制について

大規模事業所の多量排出事業者に対して、「廃棄物管理責任者」の選任、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の作成提出を求めている。また、その事業者に対し実地検査を実施しており今後も継続して指導を行なう。それ以外の事業者などについても商工会などに協力要請をし、啓発を行なうことで、事業系ごみ全体のごみ量の削減を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項3号)

①分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分類の区分は、本市における諸計画を総合的に勘案し、以下のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装		かん
主としてアルミニウム製の容器包装		
主として	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製の容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック資源ごみ

※主として紙製の容器包装であって、紙パック、段ボール以外のものについては、雑紙としてリサイクルをしているため、本市では特に単体での分別収集は行わない。

※白色トレイ(白色の発泡スチロール製の食品トレイ)については、店頭回収による回収制度を推進していくため、本市では特に白色トレイ単位での分別収集は行わない。

②分別収集の実施時期は、下記のとおりとする。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
かん類	スチール缶	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	アルミ缶	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
びん類	無色	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	茶色	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	その他	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
紙類	飲料用紙容器	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	ダンボール	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
プラスチック類	ペットボトル	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	その他のプラスチック製容器包装	実施継続⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

(単位:t/年)

分別収集する 容器包装の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器包装	97		98		99		99		100	
主としてアルミ製の容器	254		257		259		262		265	
無色のガラス製容器	423 (合計)		427 (合計)		431 (合計)		436 (合計)		440 (合計)	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	423	0	427	0	431	0	436	0	440	0
茶色のガラス製容器	252 (合計)		255 (合計)		257 (合計)		260 (合計)		263 (合計)	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	252	0	255	0	257	0	260	0	263	0
その他の色のガラス製容器	333 (合計)		336 (合計)		340 (合計)		343 (合計)		346 (合計)	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	333	0	336	0	340	0	343	0	346	0
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	1,374		1,388		1,402		1,416		1,430	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	422 (合計)		427 (合計)		431 (合計)		435 (合計)		439 (合計)	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	422	0	427	0	431	0	435	0	439	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	671		678		684		691		698	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	671	0	678	0	684	0	691	0	698	0
(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\text{容器包装廃棄物の回収量} = \text{直近年度の収集実績} \times \text{人口変動率}(\%)$$

区分	実 績						参考とする数値	
	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
人口(年度末現在)(人)	137,271	138,721	140,218	142,073	143,388	143,926		
人口の伸び率 (前年度比)	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	過去5年 の平均値	1.01

●容器包装廃棄物回収量				実 績 値		予 測 値					
区分	項目	単位	令和3年度	過去5年 の人口の 伸び率 (平均)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
					収集資源	収集資源総合計	1	t/年	3,754	1.01	3,792
	かん類	2	t/年	344	1.01	347	351	354	358	362	365
	スチール缶	3	t/年	95	1.01	96	97	98	99	99	100
	アルミ缶	4	t/年	249	1.01	252	254	257	259	262	265
	びん類	5	t/年	988	1.01	998	1,008	1,018	1,028	1,039	1,049
	無色	6	t/年	414	1.01	419	423	427	431	436	440
	茶色	7	t/年	247	1.01	250	252	255	257	260	263
	その他	8	t/年	326	1.01	330	333	336	340	343	346
	紙類	9	t/年	1,351	1.01	1,364	1,378	1,391	1,405	1,419	1,434
	飲料用紙容器	10	t/年	3	1.01	3	3	3	3	3	3
	段ボール	11	t/年	1,347	1.01	1,361	1,374	1,388	1,402	1,416	1,430
	プラスチック類	12	t/年	1,072	1.01	1,082	1,093	1,104	1,115	1,126	1,138
	ペットボトル	13	t/年	414	1.01	418	422	427	431	435	439
	その他のプラスチック製 容器包装	14	t/年	658	1.01	664	671	678	684	691	698

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

(分別収集の主体)

容器包装の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	かん	委託業者による定期収集	本市施設にて選別・保管
	アルミ			
びん	無色	びん		
	茶色			
	その他			
紙パック		紙パック		
段ボール		ダンボール		
PETボトル		ペットボトル		
その他プラスチック製容器包装		プラスチック資源ごみ (その他プラスチック製容器包装)		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

かんについては、本市のあき缶資源化施設で選別・圧縮し、本市のストックヤードで保管する。
びんについては、収集段階及び本市クリーンセンターで手選別した後、本市ストックヤードで保管する。紙パック及びダンボールについても、本市のストックヤードにて保管する。

ペットボトルについては、プラスチック類処理施設で手選別した後、本市ストックヤードで保管を行う。その他プラスチック製容器包装も、プラスチック類処理施設で手選別し、本市ストックヤードで保管を行う。

(分別収集の用に供する施設計画)

容器包装の種類		収集に係る分別区分	回収方法	収集車	中間処理施設	
缶	スチール	かん	分別容器	2 t パッカー車	本市あき缶資源化施設 本市ストックヤード	
	アルミ					
びん	無色	びん		2 t 平ボディー車	本市ストックヤード (選別後、色別保管)	
	茶色					
	その他					
紙パック		紙パック		結束	2 t パッカー車	本市ストックヤード
段ボール		段ボール		結束		本市ストックヤード
PETボトル		ペットボトル	分別容器 分別ネット	本市プラスチック処理施設 本市ストックヤード		
その他のプラスチック製容器包装		プラスチック資源ごみ (その他のプラスチック製容器包装)	袋・分別 容器		本市プラスチック処理施設 本市ストックヤード	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (第8条第2項第7号)

分別促進の推進

ア 分別化の施策

i 市民への意識啓発

- ①「広報あさか」「朝霞市ホームページ」にごみの分別・リサイクルに関するページを掲載する。
- ②ごみの分別方法等のパンフレット・ポスターを公共施設に設置する。

ii 事業者への意識啓発

- ①ごみの分別に関する事業所用パンフレットを定期的に作成し意識啓発を図る。
- ②本市では、多量に排出する事業所に対して「一般廃棄物減量化計画書」の作成及び「廃棄物管理責任者」の選任を求めている。今後は、立ち入り調査を行い、一層の廃棄物の適正処理に努めるよう指導する。
- ③「朝霞市ホームページ」に事業ごみに関するページを掲載する。
- ④クリーンセンターに搬入された事業ゴミの搬入物検査を実施する。

iii 朝霞市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条の7)及び朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例(平成6年条例第7号)の規定に基づき本審議会を設置し、幅広く市民を参画させていく。

iv 環境・ごみ教育の促進

本市では、全小学校4年生がクリーンセンターを見学しており、その中で、施設の概要とともにごみの分別について説明している。また、平成11年度より「あさか情報おとどけ講座」事業を実施し、依頼により各種市民団体等に対してクリーンセンターの概要、ごみの分別、組成、処理方法、埋め立て状況等について説明。また、3R推進団体、民間事業者等との協働による環境学習を行っている。
今後においても、一層のごみ問題への関心をもち、理解されるよう促進していく。

v リサイクルプラザによるごみ分別情報の提供

リサイクルプラザで開催するごみのリサイクルに関する講習会、講演会等を通して、広く市民にごみの分別・資源化の情報を提供していく。

イ 分別の徹底による再資源化の施策

i 集団資源回収活動への援助

市民団体による集団資源回収活動を促進させるため、「朝霞市地域リサイクル活動推進補助金事業」を実施し、資源化に対する意識の高揚と、安定した回収活動の促進を図る。

[地域リサイクル活動推進補助金事業]

- ・事業開始 平成元年10月
- ・回収品目 紙類、布類、金属類、ビン類
- ・補助金 6円/1kg
- ・令和3年度実績
 - 登録団体 165団体
 - 回収量 1,120,117kg

資料1

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みの算出手順

(1) 容器包装廃棄物算定対象廃棄物量(表1)の算出

$$\text{容器包装廃棄物算定対象廃棄物量} = \text{家庭系ごみ発生量(表2)} + \text{事業系ごみ発生量(表3)}$$

※家庭系ごみ＝家庭で発生したごみ。事業系ごみ＝事業所で発生したごみ。

表1 容器包装算定対象廃棄物量

(単位:t/年)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
家 庭 系 ご み	27,534	27,296	27,127	26,953	26,900
事 業 系 ご み	6,991	6,921	6,851	6,783	6,715
容器包装算定対象廃棄物量	34,525	34,217	33,978	33,736	33,615

表2 家庭系ごみの推移

	実績						参考とする 数値		予測値					
	H28	H29	H30	R1	R2	R3			R4	R5	R6	R7	R8	R9
①人口	137,271	138,721	140,218	142,073	143,388	143,926	予測数値 (下記注参照)		143,297	144,394	145,491	146,588	147,685	148,782
②前年比	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	—		—	—	—	—	—	—
③家庭系ごみ排出量A(t)	31,123	30,816	30,606	31,177	32,311	31,430	—	—	27,669	27,534	27,296	27,127	26,953	26,900
④1人あたり排出量A(kg)	227	222	218	219	225	218	—	—	193	191	188	185	183	181
⑤前年比	0.77	0.98	0.98	1.00	1.03	0.97	過去5年の 平均値	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
⑥集団回収量(t)	1,849	1,739	1,600	1,451	1,302	1,120	予測数値 (下記注参照)		1,255	1,216	1,115	1,070	1,024	980
⑦家庭系ごみ排出量B(t)	29,274	29,077	29,006	29,726	31,009	30,310	—	—	26,414	26,318	26,181	26,057	25,929	25,920
⑧資源ごみ搬入量(t)	7,139	7,005	6,845	7,085	7,479	7,273	—	—	6,338	6,315	6,282	6,253	6,222	6,220
⑨資源ごみ搬入割合(⑧/⑦)	24.4%	24.1%	23.6%	23.8%	24.1%	24.0%	—	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%
⑩家庭系ごみ排出量C(t)	22,135	22,072	22,161	22,642	23,530	23,037	—	—	20,076	20,003	19,899	19,804	19,707	19,700
⑪1人あたり排出量C(kg)	161	159	158	159	164	160	—	—	140	139	137	135	133	132

※ ①人口の予測は、第5次一般廃棄物処理基本計画の予測値（実績値の人口は各年度末）

※ ④1人あたり排出量Aの実績は、③家庭系ごみ排出量Aと ①人口を用いて算出。

予測は、前年度数値に③家庭系ごみ排出量÷①人口で算出。

※ ③家庭系ごみ排出量Aの予測は、第5次一般廃棄物基本計画の予測数値

※ ⑥集団回収量の予測は、第5次一般廃棄物処理基本計画の予測数値。

※ ⑦家庭系ごみ排出量Bの予測は、③家庭系ごみ排出量A－⑥集団回収量で算出

※ ⑧資源ごみ搬入量の予測は、前年度数値に⑨のR3実績（24.0%）を用いて算出。

※ ⑩家庭系ごみ排出量Cの予測は、⑦家庭系ごみ排出量B－⑧資源ごみ搬入量で算出。

※ ⑪1人あたり排出量Cは、⑩家庭系ごみ排出量C÷①人口で算出

表3 事業系ごみの推移

	実 績						実績	予 測 値					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①ごみ排出量 (t)	6,236	6,535	6,804	7,055	7,263	6,815	7,133	7,061	6,991	6,921	6,851	6,783	6,715
②施策による減量の計 (t)	64	62	66	68	70	72	68	72	70	70	70	68	68
・チラシ等による減量啓発 (0.5%) (t)	32	31	33	34	35	36	34	36	35	35	35	34	34
・多量排出事業所の現地調査・指導 (0.5%) (t)	32	31	33	34	35	36	34	36	35	35	35	34	34
③事業所数	3,747	3,580	3,580	3,580	3,580	3,580	3,580	3,616	3,616	3,616	3,616	3,616	3,616
④1事業所あたりの排出量 (kg)	1,664	1,825	1,901	1,971	2,029	1,904	1,992	1,953	1,933	1,914	1,895	1,876	1,857

※ ごみ排出量の予測は、前年度のごみ排出量から施策による減量を減して算出。

※ 事業所数の予測は、「統計あさか」及び統計局「経済センサス活動調査」より事業所統計数値を見込む。

※ 資源ごみの搬入区分なく、資源ごみ量は不明。

(2) 容器包装廃棄物の排出量の算出

環境省作成の「市町村分別収集計画策定の手引き(十訂版)」で示されるJ市(人口119千人)事例から求められた容器包装廃棄物の潜在比率を容器包装算定対象廃棄物量に乗じて、各年度毎における容器包装廃棄物の潜在量を算出する。

$$\text{容器包装廃棄物潜在量} = \text{容器包装算定対象廃棄物量(表1)} \times \text{潜在比率(\%)}$$

表4 容器包装廃棄物の潜在量

(単位:t/年)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装算定対象廃棄物量(表1)	34,525	34,217	33,978	33,736	33,615

《内訳》

初年度

品 目	潜在比率(%)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
かん類	0.9	311	308	306	303	303
スチール缶	0.6	207	205	204	202	202
アルミ缶	0.3	104	103	102	101	101
びん類	1.8	622	616	612	607	605
無色	0.6	207	205	204	202	202
茶色	0.7	242	240	238	236	235
その他	0.5	173	171	170	169	168
紙類	5.5	1,899	1,881	1,869	1,856	1,849
紙パック	0.5	173	171	170	169	168
段ボール	1.6	552	547	544	540	538
その他の紙製容器包装	3.4	1,174	1,163	1,155	1,147	1,143
プラスチック類	6.4	2,210	2,190	2,175	2,159	2,152
ペットボトル	1.8	621	616	612	607	605
白色トレイ	0.1	35	34	34	34	34
その他のプラスチック製容器包装	4.5	1,554	1,540	1,529	1,518	1,513
計	14.6	5,042	4,995	4,962	4,925	4,909